

西之表市監査委員公表第 17 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔財産監理（庁外備品管理）の状況〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 元 年 8 月 8 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 中野 周

定期監査〔庁外備品監査〕の結果に関する報告書

1 監査日程 令和元年 7月 30日（火）

月 日	監 査 対 象
7月 30日（火） 9:00～12:00	市民生活課〔西之表斎苑〕〔西京苑〕 教育委員会総務課〔給食センター〕

2 監査の手續

備品の監査にあたっては、西之表市物品会計規則第7条第1項に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手續きを実施した。

3 監査の結果

監査に付された施設の庁外備品の管理については、概ね適正に管理されていると認めた。

なお、西京苑においては瑕疵担保期間内における適切な機械・設備等の改修、その他の箇所においても計画的に施設や機械・設備の更新を実施し、長期的に安心安全な運転管理に努められるよう求めるものである。

また、例年申し上げている事項ではあるが、職員におかれては、備品は地方公共団体公会計制度での資産価値を有するものであることを十分に認識されるとともに、市民と共有の財産であるとの意識をもって管理にあたられるよう強く望むものである。